

速報・リース会計固まる（草案公表）

株式会社エスネットワークス 投資銀行事業本部

チーフアナリスト 公認会計士 高桑 昌也

Email:m-takakuwa@esnet.co.jp

リース会計については、昨年 ASBJ より「試案」が公表されたが、この度会計基準の内容が固まり、公開草案が公表された（コメント募集期限：2007年1月29日）。以下に概要を示す。

1. ファイナンス・リースにつき、売買処理が強制に

所有権移転外ファイナンス・リースについて、従来認められていた賃貸借に準じた会計処理が廃止された。今後は、通常の売買取引に準じた会計処理が強制される。

2. 例外規定

以下の場合には、重要性が無いと認められ、通常の賃貸借取引と同様の処理が認められる。

契約1件当たりのリース料総額が300万円以下

リース期間が1年以内

重要性が乏しく、購入時に費用処理する方法が採用されており、リース料総額が基準額以下のリース取引

3. 不動産に係るリースにも留意

不動産（土地、建物等）についても、ファイナンス・リース取引かオペレーティング取引に該当するかの判定を要する。

契約上、賃貸借形式を採用していても当該判定は必要であり、実務上留意が必要である。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

4. 中小企業への適用

新しいリース会計については、リース資産のオンバランスにより、実務上の負担が増すことになるものと思料される。

中小企業への適用については、ASBJ および関係機関により、今後議論されることとなる予定である。

5. 適用年度

2008年4月1日以後開始会計年度から適用される。

(3月決算であれば、2009年3月期。8月決算であれば、2009年8月期。1月決算であれば、2010年1月期からそれぞれ適用。なお、早期適用も可能とされている)

他、具体的な会計処理等については、2006年8月18日、弊社発行の

【制度調査レポート#6】リース取引に関する会計基準(案)の公表

<http://www.esnet.co.jp/topics/report1155869570.html>

を参照されたい。

また、会計基準(案)・適用指針(案)については、ASBJのウェブサイト

http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/Lease_55_2/Lease_55_2.php

を参照のこと。

6. 実務へのインプリケーション

- 従来の会計基準においても、リースについては一定の注記が必要とされていたが、3. で述べたように不動産についても会計基準が適用される。
今一度企業が有しているリース資産・賃貸借資産につき、その洗い出し・リース台帳の整備が必要であろう。
- また、本会計基準の適用時期は、2008年4月以後開始会計年度とされているが、システム対応等の問題もあり、特に上場企業においては今から準備しておくのが最善であろう。
- 格付機関等のアナリストは、オフバランスとなっているリース資産・負債を、企業の財務分析の際にオンバランスし直すという作業が必要であったが、本会計基準の施行により、そのような作業の手間も省けるであろう。
- 本会計基準の施行により、国際会計基準・米国会計基準とのコンバージェンスは、また一歩進んだことになる。

以上

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。